

## ご協力ください！ 空き家の適正管理と利活用

近年、老朽化した危険な空き家が全国的に増加し、社会問題となっています。

空き家は所有者の財産であり、所有者は適正に管理する責任があります。適正な管理が行われず放置されると、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。問題が発生する前に、適切な管理や有効活用についてご検討ください。



### 空き家の管理について

町は、公益社団法人寄居町シルバー人材センターと「空き家等の適正管理に関する協定」を取り交わしています。シルバー人材センターでは、所有者等からの依頼を受けて、定期的な空き家の巡回や、立木の剪定や伐採、除草等の管理業務を行います(有料)。空き家の管理にお困りの方は、自治防災課またはシルバー人材センター(☎581・3451)へご相談ください。

### 空き家の有効活用

町では、県北部の6市町(熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町)と連携して「埼玉県北部地域空き家バンク」を運営しています。この制度は、空き家の売却や賃貸を希望する方に物件情報を登録していただき、ホームページ等で公開して、空き家を利用したい方に紹介するものです。お持ちの空き家を、賃貸や売却などに活用したいとお考えの方は、自治防災課へご相談ください。



◀ 埼玉北空き家バンク  
ホームページ

### 空き家等の実態調査

昨年度に引き続き、町内の空き家等の実態調査を、町と連携協定を締結している空き家活用株式会社が実施しています。身分証、腕章を着用した調査員が巡回して調査を行っていますので、ご理解ご協力をお願いします。

▶ 調査内容/目視による確認、写真撮影、近隣への聞き取り等

☎ 自治防災課(☎581・2121内線372)

お知らせ

### ご活用ください！ 浄化槽設置整備事業補助金

町では、家屋の新築や、単独処理浄化槽、または汲み取り便槽からの入れ替えにより、合併処理浄化槽を設置する際の費用の一部を補助しています。補助を希望される方は、事前に生活環境エコタウン課へお問い合わせください。また、申請方法等は町公式ホームページでご確認いただけます。

▶ 該当区域/公共下水道、農業集落排水および公設浄化槽事業の区域ならびに令和7年度までに集合処理が予定されている区域以外の区域

#### ▶ 補助内容

**新設補助** 確認申請を要する専用住宅の新築、増築および改築による、合併処理浄化槽を設置する場合の設置費用の一部を補助

**転換補助** 専用住宅の既存単独処理浄化槽、または汲み取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の設置費用、配管費用および処分費用の一部を補助

#### ▶ 補助限度額(令和4年度)

人槽	新設補助	転換補助
5人槽	120,000円	542,000円
7人槽	120,000円	624,000円
10人槽	120,000円	758,000円

※ 工事費が補助限度額を下回る場合等は、工事費が補助金額になります。

※ 予算額に達した時点で受付終了となります。

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223)

お知らせ

### 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を報告します！

町では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図りながら、開かれた町政を推進しています。令和3年度の運用状況、公文書開示請求等の内容は次のとおりです。

#### ▶ 情報公開制度

公文書開示請求	12件	開示	8件
		部分開示	1件
		不存在による不開示	3件
公文書任意開示申出	0件	開示	0件
		部分開示	0件
		不存在による不開示	0件
審査会の開催	開催なし(審査案件がなかったため)		

#### ▶ 個人情報保護制度

本人情報開示請求	7件	開示	2件
		部分開示	4件
		不存在による不開示	1件
訂正請求	0件		
削除請求			
利用等中止請求			
審査会の開催	開催なし(審査案件がなかったため)		
審議会の開催	開催なし(審議案件がなかったため)		

☎ 総務課(☎581・2121内線311)

お知らせ

### 国民健康保険税の納税通知書を発送します！

令和4年度の国民健康保険(国保)税の納税通知書、または特別徴収税額通知書を7月13日(水)に発送します。納期限内の納付をお願いします。なお、納め方は「普通徴収(納付書または口座振替)」と「特別徴収(年金からの天引き)」の2種類があります。また、国保からほかの健康保険に切り替わった際は、速やかに町民課で国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きを行っていない場合、国保税が課税されますのでご注意ください。

#### ▶ 送付は世帯主宛

納税通知書等は世帯主宛てに送付します。世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

#### ▶ 国保税の算定方法

国保税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数等に応じて世帯単位で算定されます。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、もしくは世帯主の収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みの世帯の方については、申請により国保税が減免となる場合があります。詳しい内容につきましては、税務課へお問い合わせください。

☎ 税務課(☎581・2121内線154~156)

お知らせ

### 7月1日からd払いで町税等が納付できるようになりました！

7月1日から「d払い」のスマートフォン決済アプリを利用して町税等の納付が可能になりました。決済アプリを利用することで金融機関やコンビニエンスストアへ出向くことなく、スマートフォンで納付書のバーコードを読み取り、24時間いつでもどこでも納付できます。詳細については、町公式ホームページをご覧ください。

#### ▶ 対象

- 町税
  - 〔町・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)〕

- 保育料
- 上下水道料金

#### ▶ 現在利用できる決済アプリ

PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス、LINE Pay請求書支払い、PayPay請求書払い、auPAY請求書支払い、d払い請求書払い、FamiPay請求書支払い

☎ 共通 ☎581・2121

- 町税について 税務課(☎内線151・152)
- 保育料について 子育て支援課(☎内線201・202)
- 上下水道料金について 上下水道課(☎内線261・262)

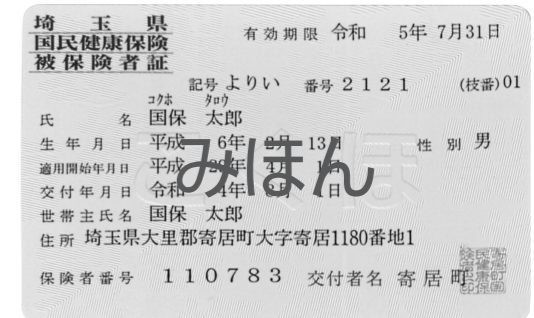
お知らせ

### 国民健康保険加入の皆さんへ 新しい被保険者証等を送付します！

現在交付している「埼玉県国民健康保険被保険者証(被保険者証)」または70歳から74歳までの方の「被保険者証」と「高齢受給者証」を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい被保険者証等を7月初旬から世帯ごとに簡易書留で送付します。

#### ▶ 新しい被保険者証等の有効期限

令和4年8月1日~令和5年7月31日



※ 被保険者証等が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証等を使用してください。現在の被保険者証等は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。

☎ 町民課(☎581・2121内線113~115)

お知らせ

### 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請について

国民健康保険(国保)加入者の方からの申請に基づき交付している「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までとなっています。継続して交付を希望する方は、7月19日(火)以降に町民課で申請してください。

▶ 持参するもの/国民健康保険被保険者証、現在交付されている限度額適用認定証等、本人確認書類(運転免許証等)、マイナンバーが確認できるもの

#### 限度額適用認定証等について

医療費が高額になると見込まれる場合は、限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、1カ月(月単位)の医療費が、自己負担限度額までの支払いとなります。限度額は、世帯の所得状況に応じて決定されます。住民税が非課税の方には、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

※ 70歳から74歳までの方で、自己負担割合が2割であり住民税が課税されている方と、自己負担割合が3割であり課税所得が690万円以上の方には、限度額適用認定証が交付されませんが、所得状況に応じた限度額が適用されます。

※ 国保税に滞納のある世帯は、限度額適用認定証が交付できない場合があります。

☎ 町民課(☎581・2121内線113~115)